6件	確定更生担保権額 合計　22,593,041円	別表 5－3

4　株式を目的とする質権に係る更生担保権

更生計画認可決定確定後、目的たる株式の売却処分をしたときは、実質売却代金全額の入金後6カ月以内に、実質売却代金を一括弁済する。ただし、実質売却代金額が確定更生担保権額を上回る場合は確定更生担保権額を上限として弁済をし、実質売却代金額が確定更生担保権額を下回る場合は実質売却代金額を限度として弁済し、不足額は一般更生債権の権利変更及び弁済方法を適用する。

6件	確定更生担保権額 合計　134,602,950円	別表 5－4

5　他の更生担保権から変換された預金質権に係る更生担保権

更生会社は、別表5－5「更生担保権弁済計画表（他の担保権から変換された預金質権に係る更生担保権）」のとおり、確定更生担保権額の全額を更生計画認可決定確定後6カ月以内に一括弁済する。

2件	確定更生担保権額 合計　65,371,000円	別表 5－5

なお、担保権消滅許可の対象となった工場財団中には、小川製作所製作にかかる高脚走行120屯ジブクレーンが含まれていたが、既に使用不能状態で廃棄費用の発生が見込まれたため、平成21年3月16日に、東京地方裁判所民事第8部の許可を得て、工場財団担保権者の了解のもと、山川造船所に250万円で売却し、当該売却代金に工場財団担保権者のために預金質権を設定して担保変換を行っている。しかしながら、前記ジブクレーンは、もともと工場財団組成物ゆえ、担保権消滅許可決定の2億7,500万円に包含されているものであるから、管財人としては工場財団担保権者の了解を得て、前記預金質権の解除を求める予定である。

第3節　優先的更生債権の権利の変更と納付（弁済）方法

1　公租公課

⑴　届出債権

9件	確定更生債権額 合計 52,867,335円及び額未定 （内訳） ①　本税等　52,668,435円 ②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定日から起算して1年を経過する日の翌日から計画認可決定日の前日までの延滞金等 198,900円及び額未定 ③　更生計画認可決定日以後同日から起算して1年を経過する日まで及び計画認可決定日以後完納日までの延滞金等　額未定	別表 6－1

⑵　権利の変更

更生会社は、更生手続開始決定日以降更生計画認可決定日までの間及び更生計画認可決定日の翌日以降本更生計画案に定める納付期限までの間に生ずる延滞金等の全額につき、更生計画認可決定確定日に免除を受ける。

更生会社は、更生手続開始決定日の前日までに生じた延滞税等につき、以下に定める納付期限までに徴収権限を有する者の同意が得られたときは、同意の時点で全額の免除を受ける。

⑶　納付方法

更生会社は、別表6－1「優先的更生債権（公租公課）納付計画表」のとおり、更生計画認可決定確定後6か月以内に、前記2の各免除後の残額である同表「納付額」欄記載の金額を一括して納付する。ただし、更生手続開始決定日の前日までに生じた延滞税等については、上記納付期限までに徴収権限者の同意が得られない場合にのみ納付する。

2　労働債権

更生会社は、別表6－2「優先的更生債権（労働債権）弁済計画表」のとおり、確定優先的更生債権額の全額を更生計画認可決定確定後6か月以内に一括弁済する。

6件	確定更生債権額 合計　42,023,881円	別表 6－2

第4節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

1　確定更生債権

⑴　一般更生債権

323件	確定更生債権額 合計　39,039,909,756円	別表 7－1

⑵　条件付一般更生債権

10件	確定更生債権額 合計　28,140,982,647円	別表 7－4

2　権利の変更及び弁済方法

⑴　一般更生債権

別表7－1の一般更生債権については、原則として2回に分けて弁済し、第1回弁済及び第2回弁済に関する計算式における変数等の定義は、下記のとおりとする。

なお、一般更生債権者間の実質的平等を考慮し、第1回弁済については、以下のとおり6つの場合に分け、それぞれにつき段階的弁済率を設けることにした。第2回弁済については、最終的な弁済原資の額如何により、後述のとおり変動比率による調整がありうるので、その具体的な弁済額は確定できないが、第1回弁済における段階的弁済率の考え方を第2回弁済にも反映した弁済としていることを付言する。

一般更生債権額	弁済率
50万円以下	100%
50万円超200万円以下	5%
200万円超400万円以下	2.5%
400万円超5,000万円以下	1.5%
5,000万円超1億円以下	0.25%
1億円超	0.05%

記

X：第1回弁済原資合計額

Y：第1回弁済原資合計額及び第2回弁済原資合計額の和

Z：別表7－1記載に係る確定更生債権額が50万円以下の一般更生債権者の確定更生債権額の合計額及び確定更生債権額が50万円を超える別表7－1記載に係る確定更生債権者数に50万円を乗じた金額の和

P：変動比率　（Y－Z）／（X－Z）

A：別表7－1記載に係る各確定更生債権額

B1：別表7－1記載に係る第1回各弁済額

B2：第2回各弁済額

ア　第1回弁済

次の算式に従い、権利の変更を受け、更生計画認可決定確定後6か月以内に一括弁済する。

①　更生手続開始決定日以後の利息・損害金

その全額の免除を受ける。

②　Aが50万円以下の場合（A≦50万円）

その全額を弁済する。

（計算式）B1＝A

③　Aが50万円を超え200万円以下の場合（50万円＜A≦200万円）

50万円＋Aから50万円を控除した残額の5％を弁済する。

（計算式）B1＝50万円＋（（A－50万円）×5％）

④　Aが200万円を超え400万円以下の場合（200万円＜A≦400万円）

50万円＋150万円について③に定める弁済率（5％）を乗じた金額＋Aから200万円を控除した残額の2.5％を弁済する。

（計算式）B1＝50万円＋（150万円×5％）＋（（A－200万円）×2.5％）